



令和 7 年度 (令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月)

入園案内 (幼稚園・認定こども園・保育所・地域型保育)



入園申込受付期間

令和 6 年 1 0 月 8 日(火)～令和 6 年 1 0 月 2 5 日(金)

※ 産休や育児休業終了により年度途中から入園を希望される場合も、この期間に申込みを行ってください。

《お問い合わせ先》

日野町役場 子ども支援課 子ども支援担当
日野町河原一丁目 1 番地
電話 0 7 4 8 - 5 2 - 6 5 8 3



目次

1	制度・施設の利用について	1
2	幼稚園・保育所・認定こども園等一覧	2
3	入園までの流れ、申込み方法について	3～5
4	幼稚園・認定こども園（短時間部）	6～8
5	保育所・認定こども園（長時間部）・地域型保育（小規模保育）	9～12
6	利用者負担額について	13～15
7	給食費について	16
8	各園徴収金について	17
9	施設マップ	18

年齢	生年月日
0歳児	令和6年4月2日以降
1歳児	令和5年4月2日～令和6年4月1日
2歳児	令和4年4月2日～令和5年4月1日
3歳児	令和3年4月2日～令和4年4月1日
4歳児	令和2年4月2日～令和3年4月1日
5歳児	平成31年4月2日～令和2年4月1日



1. 制度・施設の利用について

◆支給認定

幼稚園、保育所、認定こども園を利用するのは、以下の支給認定を受ける必要があります。
 1号認定の期間は、就学前の最長3年の期間となりますので、毎年の申込書の提出は不要です。
 ただし、2・3号認定は、毎年申込書の提出が必要です。

支給認定区分	対象となる子ども	利用施設
1号認定	3歳児以上で教育を希望される場合	幼稚園 認定こども園（短時間部）
2号認定	3歳児以上で「保育所の入園基準」に該当する家庭で、保育を必要とされる場合	幼稚園（預かり保育） 保育所 認定こども園（長時間部）
3号認定	3歳児未満で「保育所の入園基準」に該当する家庭で、保育を必要とされる場合	保育所 認定こども園（長時間部） 地域型保育（小規模保育）

◆利用できる教育・保育の場

幼稚園	幼稚園とは、義務教育およびその後の教育の基礎を培うものとして、子どもを保育し、子どもの健やかな成長のために適切な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする教育施設です。
	【対象認定区分】 1号認定 【基本保育時間】 教育標準時間
幼稚園（預かり保育）	【対象認定区分】 2号認定
認定こども園	幼稚園と保育所の機能や特徴を合わせもち、地域の子育て支援を行う施設です。
	短時間部（幼稚園的機能） 【対象認定区分】 1号認定 【基本保育時間】 教育標準時間 長時間部（保育園的機能） 【対象認定区分】 2号認定、3号認定 【基本保育時間】 保育短時間・保育標準時間
保育所	保育所とは、保護者が仕事や病気・出産・介護などのため、家庭において十分保育することができない小学校就学前の子どもに、保護者にかわって保育・養護および教育を一体的に行う児童福祉施設です。
	【対象認定区分】 2号認定、3号認定 【基本保育時間】 保育短時間・保育標準時間
地域型保育（小規模保育）	少人数（定員6から19人）かつ、0歳児から2歳児の子どもを対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと保育する事業所です。
	【対象認定区分】 3号認定 【基本保育時間】 保育短時間・保育標準時間

2. 幼稚園・認定こども園・保育所・地域型保育（小規模保育）一覧（令和7年4月～）



園紹介についてはこちら

幼稚園

	園名	利用 定員	所在地	電話番号	受入れ可能年齢	保育時間	預かり保育
公立	日野幼稚園	180	大窪331番地	52-0075	3歳児～5歳児	8時30分～ 14時00分 ※1	あり
	西大路幼稚園	90	西大路47番地1	52-2559			なし
	南比都佐幼稚園	90	深山口431番地	53-0676			なし
	必佐幼稚園	180	内池606番地	52-0314			あり

- ・1クラスの人数が5人以下になった場合は、教育環境上、合同保育や複式学級等を行うこともあります。
- ・各園の全園児数が10人未満になった場合は、集団確保のため、入園の調整をさせていただくことがあります。
- ※1 ・降園時刻については、P7を参照ください。
- ・預かり保育時間については、P8を参照ください。

認定こども園

	園名	利用 定員	所在地	電話番号	受入れ可能年齢	保育時間
公立	桜谷こども園 （第一園舎）	120	北脇988番地	53-0010	【短時間部】 3歳児～5歳児	【短時間部】 8時30分～ 14時00分 ※2
	桜谷こども園 （第二園舎）			53-0390	【長時間部】 満6か月～5歳児	【長時間部】 7時30分～ 18時30分

- ※2 降園時刻については、P7を参照ください。
- ・土曜日と夏季保育期間中は他の公立園と合同での保育になることがあります。

保育所

	園名	利用 定員	所在地	電話番号	受入れ可能年齢	保育時間
公立	あおぞら園	75	村井三丁目14番地	52-0400	満6か月～5歳児	7時30分～ 18時30分
	こばと園	90	三十坪1315番地1	52-3584	満6か月～5歳児	7時30分～ 19時00分
私立	わらべ保育園	90	いせの218番地	52-5555	生後9週～5歳児	7時00分～ 19時00分
	第二わらべ保育園	80	大窪940番地	36-3559	生後9週～5歳児	●土曜日のみ 7時00分～ 18時30分

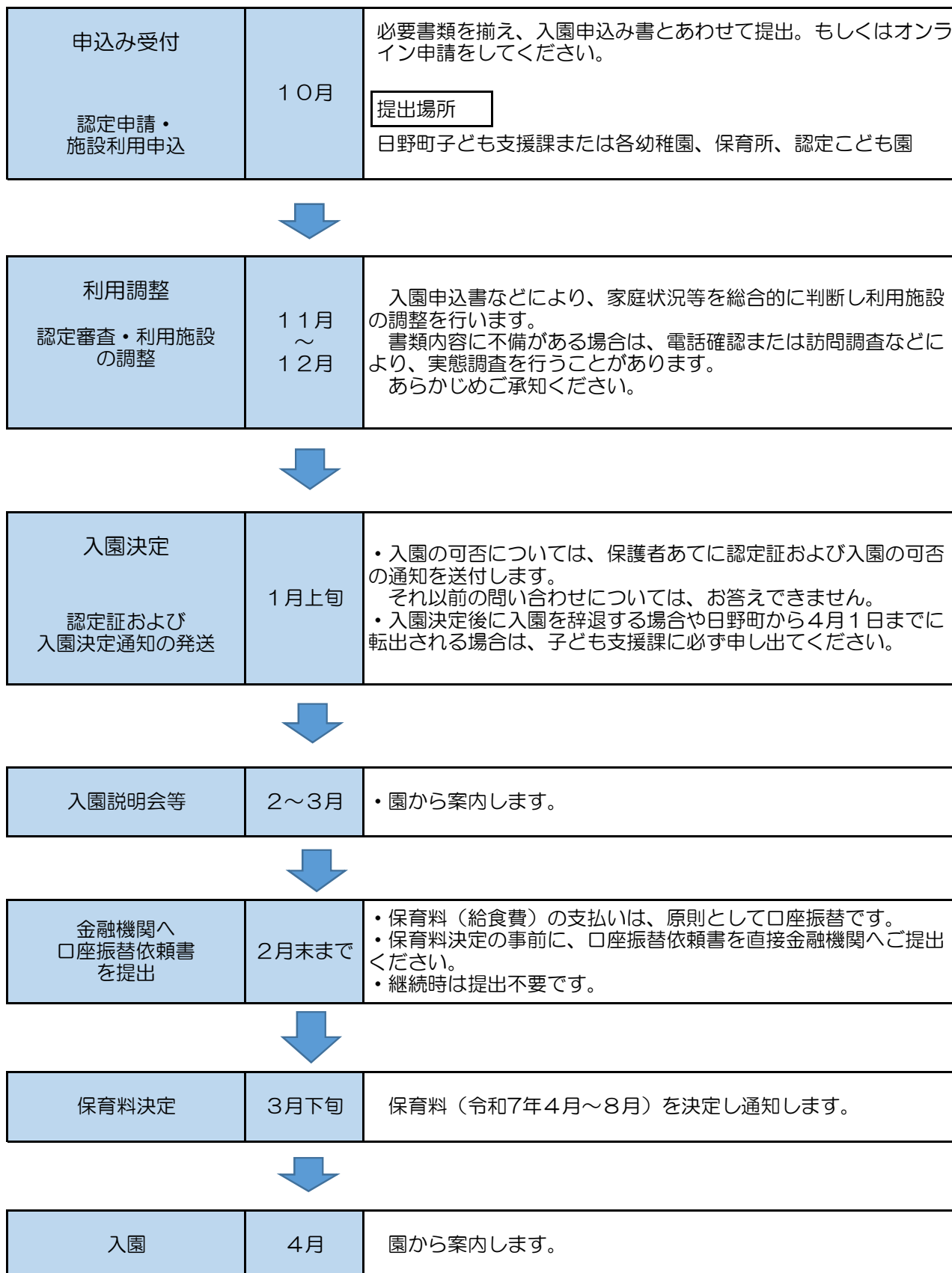
- ・保育時間は園によって異なりますので、注意してください。
- また、保育園新規入園児は子どもの生活が大きく変化するため、入園当初は短い時間での保育を実施し、環境に慣れていただく期間を設けています。
- ・土曜日と夏季保育期間中は他園合同での保育になることがあります。

地域型保育（小規模保育）

	園名	利用 定員	所在地	電話番号	受入れ可能年齢	保育時間
私立	みらいしゃくなげ保育園	19	鎌掛2362番地	調整中	満6か月～2歳児	7時30分～ 18時30分

- ※あおぞら園鎌掛分園の地域型保育(小規模保育)移行に伴う説明会の実施を行う予定しています。
- 説明会は、在園の保護者様を対象としていますが、あわせて新しい保育園に興味のある方も一緒に参加できます。
- 日時：令和6年10月5日(土) 午後1時30分～ あおぞら園鎌掛分園 ホール

3. 入園までの流れ



令和7年度（2025年度）入園申込みについて

受付期間： 令和6年10月8日（火）～10月25日（金）

申込み方法：入園申込み書および必要書類の紙面提出 又は オンライン手続き（電子申請）

提出先： **申込み方法により提出先が異なりますのでご確認ください。**

※申込みについては、本案内冊子をよく読み、必要書類等を事前にご準備ください。

また期間内に必要書類の提出がない場合は、入園調整に反映できない場合がありますので
必ず期間内に申込みください。

※申込み方法は、3つあります。それぞれに特徴がありますので、ご自身にあった方法をご選択ください。

●概要

マイナポータル （びったりサービス）	電子手続きで申し込みが完結します。（必要書類は申請者が写真撮影し、アップロードして提出します。） 申請書の提出が省略できます。
入園申込み書の申請のみ オンライン	電子入力により手書き作業が省略できます。（必要書類のアップロードはできません。） 別途、必要書類を子ども支援課窓口へ提出する必要があります。
紙 面	これまでと同様に申請書を紙面で提出をしていただけます。書類の記載方法やオンライン申請に不安のある 場合にご利用ください。なお、申請書は各幼稚園、保育所、こども園で提出が可能です。

●比較表

	マイナポータル （びったりサービス）	入園申込み書の申請のみ オンライン	紙 面
特 徴	ペーパーレス、24時間入力可 申請書等の紙面提出が不要	手書き書類のみ一部省略可 子ども支援課への書類提出が必要	これまでと同様の紙面提出。 各幼稚園、保育所、こども園 で提出可
マイナンバーカード	○ （必要）	△ （どちらでも可）	△ （どちらでも可）
書類の提出	× （提出不要、オンラインで完結）	○ （提出必要）	○ （提出必要）
書類の提出場所	— （書類提出は不要）	子ども支援課窓口のみ	子ども支援課窓口 又は 各幼稚園、保育所、こども園
入力書類の印刷機能	○ （印刷可）	× （印刷不可、入力機能のみ）	— （紙面にて確認）

・電子申請の利用手続きの詳細については、ホームページをご確認ください。



注意事項

- ・毎年度、保育所・認定こども園(長時間部)・幼稚園預かり保育の方は、入園申込みが必要です。

現在在園中の方も、必ず申込みをしてください。

- ・なお、同一の幼稚園に継続して入園される場合は、申込みは不要です。
- ・産休や育児休業終了により年度途中から入園を希望される場合も、この期間に申込みをしてください。
- ・期間外に申込みをされた場合は、期間中に申込みされた方の入園調整後に入園調整いたします。

申込みに必要な書類

●幼稚園・認定こども園(短時間部)申込に必要な書類

- ☆ 入園申込書(兼 施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定申請書)
- ☆ 通学区域外の幼稚園を希望される場合は、通学区域柔軟化対応モデル事業利用申請書
- ☆ 個人番号(マイナンバー)申告書 ※ 入園申込み書のみオンライン申請された方

●預かり保育申込みに必要な種類(対象者のみ)

- ☆ 子育てのための施設利用給付認定・変更申請書
- ☆ 保育が必要なことを証明する書類 ※P12ページを再確認してください
- ☆ 保育の利用に伴う確認書および誓約書

●保育所・認定こども園(長時間部)・地域型保育(小規模保育)に必要な書類

- ☆ 入園申込書(兼 施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定申請書)
- ☆ 保育が必要なことを証明する書類 ※P12ページを再確認してください
- ☆ 保育の利用に伴う確認書および誓約書
- ☆ 個人番号(マイナンバー)申告書 ※ 入園申込み書のみオンライン申請された方

幼稚園

認定こども園 (短時間部)



4. 幼稚園・認定こども園（短時間部）

◆対象児

平成31年4月2日から令和4年4月1日までに生まれた3歳児から5歳児までの子ども

◆保育時間

●教育標準時間とは

1日4時間を標準とした教育時間。

●降園時刻（表のとおり）

各園の状況により変更する場合があります。

対象児	月	登園時間	降園時刻	曜日					給食
				月	火	水	木	金	
3歳児	4月	8時30分 ～ 9時00分	1 1 時00分	○	○	○	○	○	×
	5月		1 1 時00分	○		○	○		×
			1 4 時00分		○			○	○
	6月～7月		1 1 時00分			○			×
			1 4 時00分	○	○		○	○	○
	9月～		1 4 時00分	○	○	○	○	○	○

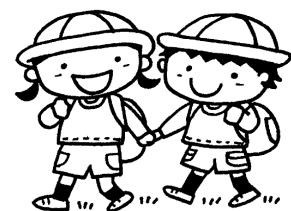
対象児	月	登園時間	降園時刻	時期	給食
4.5歳児	4月～	8時30分～ 9時00分	14時00分	入園式の翌日から	○

※降園時刻については、園の状況によって変更される場合があります。

◆休みの日

●土曜日・日曜日・国民の祝日

●夏休み・冬休み・春休み（期間は小学校に準ずる）



通園区域柔軟化対応モデル事業について

日野小学校区・必佐小学校区にお住まいの方で、小規模園の特徴を生かした保育を受けたい場合や、また事情により教育長が特に必要と認める場合は通園区域外園への入園を希望いただけます。通園区域柔軟化対応モデル事業希望の方は、子ども支援課または各幼稚園へお申し出ください。

◆預かり保育

実施園	日野幼稚園	必佐幼稚園
対象児	日野幼稚園に在園する園児	必佐幼稚園に在園する園児
	次のいずれかに該当する子ども ・ 保育所の入園基準に該当する場合 ・ その他、教育委員会が特に必要と認めた場合	
定員	30名	30名
預かり保育 の保育時間	通常の保育時間終了～16時30分	7時30分～通常の保育時間
		通常の保育時間終了～18時00分
	長期休業中は 8時30分～16時30分	長期休業中は 7時30分～18時00分
預かり保育 が休みの日	土・日・国民の祝日 山の日（8月11日）から1週間程度 12月29日から1月3日まで その他園長が特に必要と認め、教育委員会 の承認を得た日	日・国民の祝日 12月29日から1月3日まで その他園長が特に必要と認め、教育委員会 の承認を得た日
保育料	0円 ※ 教材費およびおやつ代は別途徴収	
昼食	学校給食のない期間は保育園給食	学校給食のない期間は保育園給食 土曜日は弁当持参

- 預かり保育を希望される方は、入園申込受付期間中に「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書」を子ども支援課または各幼稚園、各保育所、認定こども園へ提出してください。
- 必佐幼稚園の預かり保育では、土曜日と夏季保育期間中は公立保育所・認定こども園と合同での保育になることがあります。
- 長期休業中のみ預かり保育を利用する場合は、定数の状況により追加で申込みを受け付けます。
ただし、通年の預かり保育申込み状況により、追加受付が出来ないことがあります。



保育所

認定こども園 (長時間部)

地域型保育 (小規模保育)



5. 保育所・認定こども園（長時間部）・地域型保育（小規模保育）

◆保育所・認定こども園（長時間部）の対象児

「保育所の入園基準」に該当する家庭で、保育を必要とする0歳児から5歳児の子ども

◆小規模保育の対象児

「保育所の入園基準」に該当する家庭で、保育を必要とする0歳児から2歳児の子ども

◆保育時間

●通常保育時間（保育短時間認定）とは パートタイム就労を想定した就労時間

1日最大8時間の保育時間。（8時00分から16時30分の間で8時間以内）

●長時間保育時間（保育標準時間認定）とは フルタイム就労を想定した利用時間

1日最大11時間の保育時間。（開園時間から11時間）

●延長保育時間とは

長時間保育時間を超えて保育する時間

◆休みの日

●日曜日・国民の祝日

●12月29日～1月3日

◆保育開始月について

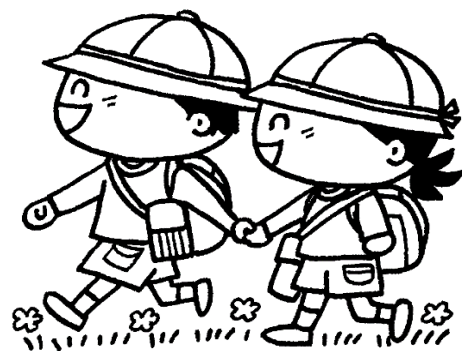
保育の開始月は、保育を必要とする事由が発生する月の初日からとなります。

なお、育児休業の終了における新規申し込みは、復職（予定）日の前月からの申請が可能です。

※ただし年度をまたいでの申請はできませんのでご注意ください。

例 4月復帰→3月入所 不可能 4月復帰→4月入所 可能

7月復帰→6月入所 可能



◆保育の必要性の認定基準

保護者が、次のいずれかに該当する場合で、かつ同居する親族等が子どもを保育することができないと認められた場合に限りです。

保育の必要な事由		基準	入園期間 (目安)
1	就労	○月64時間以上仕事をするを、常態としていること ※通常保育時間認定 月64時間以上月120時間未満の就労 ※長時間保育時間認定 月120時間以上の就労	就労期間
2	妊娠・出産	○妊娠中であるか、または産後まもないこと (産前8週間・産後3か月) ※出産された日から起算して3か月を経過した日の属する月末まで	出産前後の期間
3	疾病・障がい	○保護者が疾病にかかり、もしくは負傷し、または精神もしくは身体に障がいを有していること	医師の診断書 各種手帳等の期間
4	介護等	○同居の親族を、常時介護また看護していること	証明書等の有効期限 まで
5	災害復旧	○震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること	復旧期間
6	求職活動等	○求職活動や起業の準備を継続的に行っていること (入園から3か月以内)	入園後3か月まで
7	就学	○就学していること ※通常保育時間認定 月64時間以上月120時間未満の就学 ※長時間保育時間認定 月120時間以上の就学	在学期間
8	虐待やDVのおそれ	児童虐待のおそれがある、または配偶者からの暴力により保育が困難と認められること	必要とみられる期間

※上記の掲げるもののほか、上記に類するものとして町長が認める事由であること。



◆入園申込みに必要な書類

《添付書類》（保育の必要な事由により添付書類が異なります。）

就労	会社員・公務員等		●就労(予定)証明書 ※証明日のないものは無効です。 ※令和6年9月1日以降に発行されたものに限りです。 ※2か所以上で就労している場合は就労時間等を合わせて審査します。 ※親族が経営者の場合、「健康保険証（本人加入で市町村国保以外であること）」 「源泉徴収票」等を添付してください。
	自営業	(中心者)	●事業主である証明の写し等 ※事業所得のある直近の確定申告書・営業証明・開業届 など
		(協力者)	●事業主の確定申告書の写し等 ※専従者と記載されている「確定申告書」源泉徴収票、 給与明細2か月分 など
			※親族が事業主（証明者）の場合、原則、専従者として申告された事業主の「確定申告書の写し」の添付が必要です。 ※事業主である証明の写しなどが添付できない場合は、お問い合わせください。
	内職		●就労証明書および家内労働手帳等写し（無い場合は、納品書や給与明細の写し）
妊娠・出産		●母子手帳の写し（父母名・出産予定日がわかるページ）	
疾病・障がい		●医師の診断書の写しまたは、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・その他各種認定証の写し	
介護等		●医師の診断書の写しまたは、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・介護認定証の写し	
災害復旧		●罹災証明書	
求職活動等		●確約書 ※就労先が決定したら就労証明書を提出してください	
就学		●在学証明書または、学生証の写し（在学期間がわかるもの）	

※添付書類についての注意事項

○事業主の都合等で「就労証明書」等の資料提出が間に合わない方・・・

受付期間内に一旦、「確約書」で、提出予定日等を記入の上、入園申込み・支給認定申請をしてください。

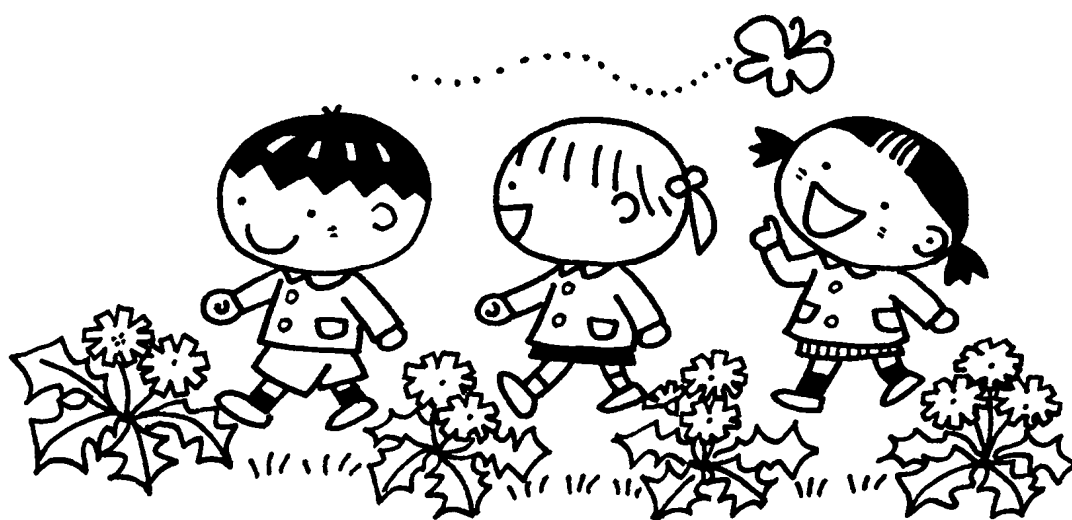
ただし、**11月8日(金)までに「就労証明書」等の提出がない場合、入園審査基準には反映できず、**

支給認定却下となる可能性があるので必ず提出して下さい。

利用者負担額

給食費

その他

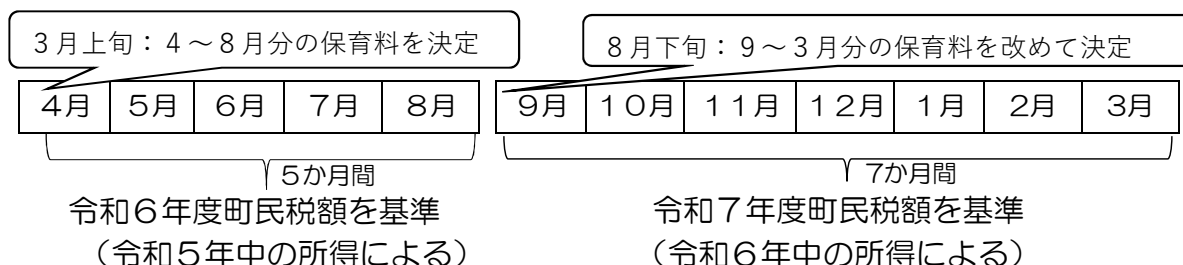


6. 利用者負担額（保育料等）について

- 保育所等を利用する子どもで小学校就学前の3年間の保育料は無料となります。
- 公立施設・私立施設・民間施設ともに、算定基準及び利用者負担額は同じです。

◆利用者負担額（保育料等）の算定について

- 原則として父母の町民税額を合算した額を基準に、町が定める「利用者負担額基準額表」に照らして、階層区分を認定します。
- 令和6年1月1日または令和7年1月1日時点での住所地の課税情報を参照します。
- 保育料は、子どもと生計同一の父母（祖父母が生計の主宰者と認められる場合は祖父母）の令和6年度および令和7年度の町民税所得割課税額により決定します。



- 利用者負担額の算定における町民税額は原則として、所得割を指します。
所得割課税額は、調整控除を除く、税額控除（寄付金控除（「ふるさと納税」等）や住宅借入金等特別税額控除等）を適用する前の金額です。
- 保育料は、園の運営等に必要ですので、毎月指定する期日までに納入してください。
なお、保育料の滞納が続いた場合は、法に基づき勤務先等に照会のうえ、給料、預貯金、不動産等の財産を差し押さえます。
- 所得の修正による税額変更や、結婚・離婚などで世帯状況が変更となった場合、または、障害者手帳の交付を受けた場合等、保育料が変わることがありますので、必ず子ども支援課までご連絡ください。
保育料の変更は、原則として事実の判明した月の翌月からです。
- 離婚していても入所児童と同居している場合や生計を同一にしている場合、別居していても戸籍上の入所児童の親権者である場合は、父母の税額を合算のうえ保育料を算定します。
- 資料提出がない場合や、税申告されていない方など課税状況が判明しない場合は、利用者負担（保育料等）を最高額で決定する場合があります。
- 保育料以外に、保護者会費・教材費等別途徴収しています。園や年齢により金額は異なります。 ※P 17を参照してください。

令和7年度 日野町利用者負担額基準額表（保育の利用）

階層	区 分	3歳未満児		3歳児以上	
				標準時間	短時間
1	生活保護世帯		0	0	
2	町民税所得割課税額	非課税世帯 (均等割含め非課税)		0	0
3		48,600円未満	15,000 (4,000)	14,800 (3,950)	
4		48,600円以上 72,800円未満	20,000 (8,000)	19,700 (7,900)	
5		72,800円以上 97,000円未満	25,000 (8,000)	24,600 (7,900)	
6		97,000円以上 133,000円未満	32,000	31,500	
7		133,000円以上 169,000円未満	38,000	37,400	
8		169,000円以上 235,000円未満	45,000	44,300	
9		235,000円以上 301,000円未満	52,000	51,200	
10		301,000円以上 349,000円未満	60,000	59,000	
11		349,000円以上 397,000円未満	70,000	68,900	
12		397,000円以上	80,000	78,700	
				0	0

●所得割課税額は、調整控除を除く税控除（寄付金控除（「ふるさと納税」等）や住宅借入金等特別税控除等）適用前の金額。

●令和7年4月～8月分の保育料は「令和6年度町民税額」を、令和7年9月から令和8年3月分の保育料は「令和7年度町民税額」をもとに算定します。

●母子・父子・障害者手帳等をお持ちの方がおられる世帯の場合

（ ）内の金額は、母子・父子・障害者手帳等をお持ちの方がおられる世帯への減免を適用した場合の額です。

障害者手帳等をお持ちの方は、減免対象となる可能性があるため、該当する場合は手帳の写しをご提出ください。

●多子世帯に対する減免について

2人以上が同時に保育所等に入園している場合、保育料は第2子が1／2に、第3子以降が無料となります。

町民税所得割課税額が57,700円未満の場合は、多子軽減に関する年齢制限はありません。

7. 給食費について（3～5歳児のみ）

◆幼稚園・認定こども園（短時間部）

●幼児教育に係る保育料は無料となります。（ただし、給食費（副食費）は必要です。）

●月額3,600円 給食費（副食費）

※8月分の徴収はありません。（年額 月3,600円×11か月＝39,600円）

※3歳児は4月から7月分は上記と異なります。

●給食費（副食費）免除対象について

町民税所得割課税額が77,101円未満の世帯

●多子世帯に対する給食費（副食費）免除について

保護者と生計を同一とする入園児の兄・姉が小学校3年生までの範囲内に2人以上いる場合、第3子以降のお子様にかかる給食費は無料になります。

◆保育園・認定こども園（長時間部）

●幼児教育に係る保育料は無料となります。（ただし、給食費（副食費）は必要です。）

●月額4,100円 給食費（副食費）（おやつ代含む）

●給食費（副食費）免除対象について

- ・町民税所得割課税額が57,700円未満の世帯
- ・ひとり親家庭または、障害手帳等所持者がおられる家庭で町民税所得割が77,101円未満の世帯

●多子世帯に対する給食費（副食費）免除について

保護者と生計を同一とする入園児が3人以上同時に保育園等に入園している場合、第3子以降のお子様にかかる給食費は無料になります。

8. PTA会費、教材費等

●下記表の金額は年間予定徴収額（令和6年度徴収額に基づく）を参考までに記載していますが、年度や年齢別等により金額が異なることがあります。

園名	PTA会費 (保護者会費)	教材費 (絵本代含む)	新学期用品代	制服代 (帽子・スベック) (ショートパンツ)	その他
日野幼稚園	4,800	11,400	5,800	5,600	950
西大路幼稚園	6,000	11,280	6,100	5,700	—
南比都佐幼稚園	5,400	11,640	6,000	5,100	800
必佐幼稚園	5,400	11,280	5,800	5,600	950
あおぞら園	3,000	11,040	5,000	5,700	—
こばと園	3,000	11,400	5,500	5,700	—
わらべ保育園	3,000	—	3,500	4,000	—
第二わらべ保育園	3,000	—	3,500	3,000	—
桜谷こども園	3,000	11,760	5,800	5,450	—
みらいしゃくなげ保育園	—	—	470	1,300	3,600 (2歳児のみ)

